

特定非営利活動法人「日本コクランセンター」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本コクランセンターと称する。また、英名を Cochrane Japan、通称をコクラン・ジャパンという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区大蔵二丁目10番1号に、従たる事務所を東京都中央区明石町10番1号に置く。

この法人は、理事会の議決を受けて日本国内に支部を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、EBM (Evidence Based Medicine) を踏まえた科学的で客観性ある国際的な情報の、研究・調査とデータベース開発を推進し、情報の流通促進をサポートし、より正確な知識と手法などの普及と啓発活動を行い、保健医療ならびに関連する社会教育推進を図ることにより、もって持続可能で健全な社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 科学技術の振興を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) コクラン著者支援事業： コクラン共同計画の地域センターとして、日本におけるコクラン共同計画を推進しサポートするための、コクランレビューの新規著者拡充及びトレーニング・ワークショップ開催
- (2) 系統的レビュー普及事業： 公的研究に係わる系統的レビュー(Systematic Review)実施並びに支援
- (3) 系統的レビュー実施・指導事業： 系統的レビュー(Systematic Review)実施に関する

指導支援活動

- (4) 診療ガイドライン支援事業：診療ガイドライン(Clinical Practice Guidelines)開発など、系統的レビューを伴う事業の実施と指導支援活動
- (5) EBM 普及啓発事業：系統的レビュー、広くはEBM (Evidence Based Medicine) に関する知識や実践に関する知識の啓発と手法の広報・普及に必要な活動
- (6) EBM 調査研究事業：系統的レビュー、広くはEBM (Evidence Based Medicine) に関する調査研究
- (7) その他目的を達成するために必要な事業
(活動の公表)

第6条 この法人の活動にあたって得た便宜および財政的支援、援助については、その成果の発表に併せて必ず公表しなければならない。

(寄付金など)

第7条 この法人の事業は、特定の医療行為について利益相反が疑われる法人・団体または個人による特別な便宜および財政的支援や援助(賛助会員としての加入も含む)を受けることができない。利益相反については別に定め、外部委員を含む利益相反・倫理委員会において評価する。

第2章 会員

(種別)

第8条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員(個人) 本法人の目的に賛同し、事業を援助するため入会した個人
- (3) 賛助会員(法人・団体) 本法人の目的に賛同し、事業を援助するため入会した法人・団体であって、本法人の倫理規定に抵触しないと認められたもの

(入会)

第9条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第10条 第8条第1号に定める正会員は入会に際し、総会において別に定める入会金・年

会費を納入しなければならない。

- 2 第8条第2号ならびに第3号に定める賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなくてはならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の活動を明らかに個人的な営利目的に利用したとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金・会費の不返還)

第14条 既納の入会金・会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 2人以上
- (3) 理事のうち代表理事として、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する場合は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第17条 理事長及び副理事長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、理事長はその業務を総理する。

2 理事長、副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、法令およびこの定款の定めるところにより、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によってその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の正会員の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 勤務先変更その他の理由から利益相反が発生し、利益相反・倫理委員会から役員解任

を勧告された場合

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 21 条 役員は、その総数の 3 分の 1 の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 22 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第 23 条 総会は、法上の社員（正会員）をもって構成する。

(総会の権能)

第 24 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 53 条においても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事が第 17 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、理事長が務める。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法によって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が記名押印、又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき。

(3) 監事から第17条第5項第5号の規定に基づいて招集請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号または第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長が務める。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事総数の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事長または理事が、理事会の議決事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 当該事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
 - (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

(利益相反・倫理委員会の設置)

第40条 利益相反・倫理委員会を設置し、役員利益相反、会員利益相反、その他の利益相反・倫理関連事項についての客観的判断や理事長への勧告を行う。

- 2 委員会の構成・運営などについては、理事会で別途に規程を定めることとする。

(諮問委員会の設置)

第41条 諮問委員会を設置し、本法人の事業活動と第5条第1号に関わるコクラン共同計画の活動方針の間の、適切な整合性を担保するために必要な勧告やアドバイス

を行う。

2 委員会の構成・運営などについては、理事会で別途に規程を定めることとする。

(その他の委員会等)

第42条 この他、事業の円滑な運営に必要な委員会・研究会・分科会等（委員会等）は、理事会の決議により設置できる。

2 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

第5章 資産

(構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の収益費用を講じる

ことができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類

(4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係わるものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第59条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第60条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第61条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

この写しは原本に相違ありません

平成 30 年 6 月 16 日

特定非営利活動法人日本コ克蘭センター
理事 森 臨太郎